資料２４３－１－３－１

ご 説 明 資 料

令和４年１月17日

金　　融　　庁

ゆうちょ銀行のビジネス展開と新規業務の認可申請

◆　中期経営計画（2021～2025年度）における取り組み（2021年5月公表）

○ 中期経営計画期間を「信頼を深め、金融革新に挑戦」する５年間と位置付け、５つの重点戦略を掲げる

○ 具体的には、**「リテールビジネスの変革」**「業務改革・生産性の向上」「地域への資金循環・地域リレーション機能の強化」「市場運用・リスク管理の深化」「経営基盤の強化」を推進し、ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化を目指す

「リテールビジネスの変革」

○ **対面チャネルにおいて、顧客に一層寄り添ったライフプラン・コンサルティングを実施する。**

○ **長い人生をサポートするサービスとして、投資一任サービスを検討する**（多様な事業者と連携し、顧客ニーズに対応した新たなサービスを展開）。

⇒　ゆうちょ銀行は、令和３年12月３日「投資一任サービスの媒介業務」を認可申請

認可申請の背景・業務概要

◆　認可申請の背景

○ 顧客毎に異なる資産・収支等の状況を踏まえた最適ポートフォリオを提供し、**顧客の良質な資産形成に貢献**するために「投資一任サービス」を提供するもの

○ 投資信託に加え、「投資一任サービス」を追加することで、**顧客の多様化する資産形成にかかるニーズにも貢献**

◆　認可申請の業務概要

【投資一任サービスの媒介業務】

○ 直営店233店舗において、**投資一任会社（金融商品取引業者）が提供する「投資一任サービス（ファンドラップ）」の媒介業務**を開始

○ ゆうちょ銀行は、顧客に対するコンサルティング（顧客の資産・収支状況、リスク許容度等の把握）、ポートフォリオの提案、顧客と投資一任会社との契約締結の媒介、定期的なアフターフォローを実施

○ ポートフォリオを構成する商品（投資信託）の購入・解約や顧客への定期的な運用報告は、投資一任会社が実施

想定している顧客及び顧客へのアプローチ

○ **資産運用ニーズのあるゆうちょ銀行の顧客（預金者等）を対象。**

○ 顧客に対するコンサルティングの結果、**「運用する投資信託は自身で選定したい」とする顧客には、従前どおり投資信託を提案し、「運用する投資信託の選択から運用までを専門家に任せたい」とする顧客には投資一任サービスを提案。**

公募株式投信市場（ETFを除く）におけるゆうちょ銀行のシェア（2021年３月末）

（注）一般社団法人投資信託協会の統計資料を基に金融庁作成

投資一任サービスに関するシェア（2021年３月末）

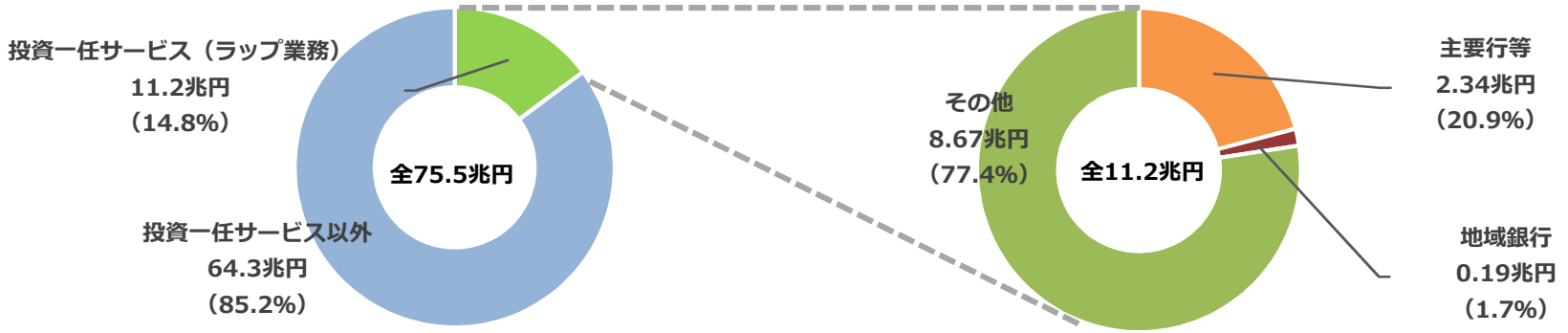

（注１）左円グラフは、一般社団法人投資顧問業協会の統計資料を基に金融庁作成（投資一任サービスにはETFや株式等も含まれている）
（注２）右円グラフは、金融庁資料（投資信託等の販売会社に関する定量データ分析結果）の数値を記載

ゆうちょ銀行の新規業務の認可の流れ・審査基準

郵政民営化法第110条に基づく認可

ゆうちょ銀行

①認可申請

金融庁長官・総務大臣

②意見聴取

⑤意見表明

郵政民営化委員会

③意見募集

④意見提出

国民

⑥審査

認可基準（郵政民営化法第110条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない

- ○ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等の競争関係に影響を及ぼす事情
- ○ 郵便貯金銀行の経営状況

銀行法第4条に基づく承認

ゆうちょ銀行

①承認申請

金融庁長官

②審査

承認基準（銀行法第4条第2項）

- ○ 業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該業務に係る収支の見込みが良好であること
- ○ 人的構成等に照らして、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であること

認可・承認が得られた場合、新規業務の実施が可能

【参考】関連規定

郵政民営化法（抄）

（業務の制限）

第百十条　郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

六　前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

5　内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二　郵便貯金銀行の経営状況

6　内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

【参考】関連規定

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（抄）

（郵便貯金銀行の業務の制限）

第三条　法第百十条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

六　銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務（次に掲げるものを除く。）

イ　株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて行う小口の教育資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第二号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務

ロ　沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う小口の教育資金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第二項第一号の二に規定する小口の教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務

【参考】銀行法

（業務の範囲）

第十条　銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一　預金又は定期積金等の受入れ

二　資金の貸付け又は手形の割引

三　為替取引

2　銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

八　銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

【参考】関連規定

銀行法（抄）

（営業の免許）

第四条　銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

２　内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二　申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

４　内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

【参考】郵政民営化法

（銀行業の免許の付与）

第九十八条　郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、銀行法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。

２　前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一　第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

３　前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。